

第 3 章

韓国の FTA 政策

—多角的貿易自由化から FTA への変遷と現在の体制—

韓国はこれまでの目覚ましい経済発展の過程で「漢江の奇跡」と呼ばれる輸出主導型の経済発展を成し遂げた。その過程で GATT が先導した世界大での貿易自由化，とりわけ開かれた欧米市場の存在は大きかった。1980 年代以降，先進国と貿易摩擦を通じて国際社会のなかでの責任ある行動を求められるようにはなったが，1996 年には先進国クラブとも呼ばれる OECD への加盟を果たし，韓国はわずか 50 年にして極東の一貧国から先進国への華麗なる転進を実現させた。

韓国は自身のことを，「GATT に代表される世界大の多国間自由貿易体制を最もうまく利用した模範的事例国」（外交通商部[2006: 153]）と評している。これは韓国からの輸出，ひいては急速な経済発展を可能にさせた多国間自由貿易体制への謝辞であり，韓国の多国間自由貿易体制への信奉の裏づけとなった認識であると一般には解釈される。事実，韓国は 1997/1998 年の経済危機を迎えるまでは GATT/WTO 体制を信奉する対外経済政策を行っていた。また，1980 年代以降の貿易摩擦を通じて，そして GATT/WTO 体制を通じて韓国に求められた貿易自由化は，実は輸出品の安価かつ効率的な生産に貢献し，韓国の経済発展を陰から力強く支えていたのであった。

しかし，アジア通貨危機を契機に韓国は FTA を取り入れ，その後の 10 年間で FTA は韓国の対外経済政策のなかに定着している。本章では韓国

がそれまで信奉してきた多国間自由貿易体制から徐々に距離を置き、FTA に傾注していった背景とこれまでの FTA 政策展開の様子を見ていく。そして現在の推進体制を概観していくことにしよう。

第 1 節 FTA の登場とアジア通貨危機

第 2 章で見たとおり、アジア通貨危機は 1997～1998 年の韓国経済に大きな試練をもたらした。だが、その猛威が一段落を見せはじめた 1998 年中盤ごろより、韓国の対外経済政策のなかに新たな要素の導入が検討されるようになった。それが FTA である。FTA 導入にあたっては、次のような五つの点が考慮された。

一つ目は景気維持のための輸出促進の役割である。1998 年に 400 億ドルにも上る巨額の貿易黒字が実現されると、経済の極度の沈滞を救った救世主としての貿易黒字の威力が改めて見直されることとなった。2000 年代入りを迎えて経済が成熟に向かい始め、内需の動きの鈍さが目立ち始めた韓国経済の新たな成長動力としての対外貿易の重要性に注目が集まった。

二つ目は、IMF からの自由化要請であった。アジア通貨危機時の外貨払底を IMF の緊急融資に救済された代償として、韓国には IMF コンディショナリティの履行が求められたが、そこには貿易関連補助金の廃止や制限的な輸入許認可制、とりわけ日本をターゲットとした「輸入先多辺化制度」（自動車や炊飯器など日本が強い競争力を持つ一部品目に対する事実上の輸入禁止措置）の解除など、貿易自由化措置も盛り込まれていた。FTA は限られた相手に対する自由化措置ではあるが、当時の韓国の経済政策に大きな影響力を持っていた IMF コンディショナリティの精神を汲み取ることのできる対応策とはいえた。

三つ目は、当時既に韓国が貿易自由化を活用する仕組みが備わっていたことである。第 2 章で言及したとおり、韓国は GATT 体制下の 1980 年代に大胆な関税引き下げを行ったことがあり、かつ輸入自由化を輸出の増大、

ひいては一層の経済発展にまで有機的に活用できる国内の生産体制が備わっていた。成長動力としての輸出の促進とIMFが求める貿易自由化を同時に満たせる方策、それがFTAだった。FTAでは、自国が相手国に対して市場開放の義務を負う代わりに、相手にも市場開放を求めることができ、貿易自由化の増進と輸出の増加を同時に期待できる。すなわち、IMFが望む結果と韓国の望む結果を同時に得ることが可能となる。

四つ目は危機後のウォン安であった。1998年のウォンの平均対米ドルレートは1394.97ウォンで、前年比べて31.6%切り下がった。こうした通貨安の状況下では市場開放の国内への打撃は相対的に小さいものとなっていた。通貨が大幅に切り下がった韓国市場の購買力は危機前に比してかなり見劣りがしたし、韓国の消費者から見ても輸入品のウォン建て価格は相当に高いものとなっていたからである。一方、韓国からの輸出においては、ウォン建ての手取りが大きく増えていた。

五つ目は韓国にFTAの採用を迫る海外からの無形の圧力であった。輸出促進とFTA採用に有利な通貨安という国内的な与件のほか、外に目を転ずるとドミノ効果とWTOの機能不全がFTAの採用を韓国に迫っていた。1990年代末の時点で既にNAFTAとEUという巨大地域経済統合が始動していた。また、二国間FTAも世界各国へ拡散する様相を見せ、その勢いがアジアにも波及する様相を見せ始めていた。一方WTOは1999年のシアトル会議での合意形成に失敗し、難航の様相を鮮明にしつつあった。

こうして韓国はWTO一辺倒の対外経済政策を改め、WTO体制を尊重しつつも次第にFTAに政策の重点を移していくようになった。「FTA」という単語が韓国の外交白書に始めて登場したのは1999年9月に発刊された「1998年版外交白書」である。韓国がFTAに乗り出した経緯を説明するくだりでは次のような記述がみられる。

「WTOに代表される多者間貿易規範秩序は存在するが、世界は北米自由貿易協定（NAFTA）、欧州連合（EU）、南米経済共同体（MERCOSUR）などの経済共同体によってブロック化される趨勢にあり、このような地域別経済統合はさらに加速化されている。これにかんがみ、政府は地域協定

の拡散による韓国の対外輸出与件の悪化を防止するとともに、国内市場拡大による投資増進効果を得るために積極的に自由貿易協定締結を推進することにした」(外交通商部[1999])。

この記述からは、新たな成長動力として期待される輸出を確保するためには FTA に代表される地域経済統合の流れにうまく乗り、そこから疎外されることによって生じる損害を防ごうという韓国政府の意図が読み取れる。こうした判断に基づき、1998 年 11 月の対外経済調整委員会では WTO 中心の多国間協議とあわせて FTA を対外経済政策の主要手段として積極的に活用する方針が定められ、韓国初の FTA 相手国としてチリが選定された。同時期に日本との FTA に関しても民間研究(アジア経済研究所と KIEP = 対外経済政策研究院)の推進が決まった。

第 2 節 FTA の重要性増大と「同時多発的 FTA」の推進のためのロードマップ

アジア通貨危機以後、韓国の対外経済政策における FTA の重要性は次第に増していった。現在では、FTA の重要性は多国間貿易体制である WTO のそれをも凌駕するようになっている⁽¹⁾。

21 世紀に入って、ついにアジアにも FTA ネットワーク構築競争の波は及んできた。特に、韓国の隣国であり主要な競争相手である中国と日本が 2001 年以後 ASEAN 諸国に対して熾烈な FTA 締結競争を繰り広げるようになった。これにより、FTA が韓国の政策手段として採用された 1990 年代末に説かれた、「他国の FTA 締結競争に孤立しない」という FTA ドミノのロジックは、韓国にとって一層切実なものになっていった。2003 年半ばの段階で韓国がまとめた FTA は韓チリ FTA (同年 2 月署名) だけで、周辺諸国に比して大きく後れを取っていたからである。一方、WTO における合意形成の遅れもさらに目立つようになっていた。2003 年 9 月にメキシコのカンクンで開かれた WTO の第 5 次閣僚会議での合意失敗は韓国の WTO 離れを決定的にした。

FTAは国内景気の側面からもその重要性が増してきた。アジア通貨危機の際に輸出促進の要請からFTAが採用されたのは上述のとおりだが、当時の議論は中・長期的な輸出増加を狙ってのことであった。しかし、2003年以後内需低迷の傾向は消費・投資ともに色濃くなり、それと反比例するように輸出増の要請がさらに現実的なものとなっていた。2003年の国内消費の沈滞は家計債務累増を懸念してのクレジットカード信用枠削減を契機としたものであったが、その後も賃金の伸び悩みが続いて、国内消費増の足取りは鈍かった。投資も国内消費の不振の継続などによる景気展望の不透明さや外国より割高な賃金、工場立地条件の悪さ、労使関係の難しさなどの投資与件上の不利のため伸び悩んだ。国内需要が伸び悩むなか、輸出は景気の底割れを防ぐ下支え役としてその重要性を一段と増した。輸出を伸ばし、貿易黒字を一定程度維持することは経済成熟化のなかで成長減速の傾向がみえる韓国経済にとって危機の再来を防ぐために必要不可欠な要素となったのである。

こうした情勢の下、FTAを一層推し進めるために、韓国政府は2003年8月の対外経済長官会議において「同時多発的」なFTAを推進することを内容とする「FTAロードマップ」を決定した。FTAに対する積極姿勢の背景には、2002年までのチリおよび日本とのFTA交渉や事前の準備研究を通じた交渉スキルの蓄積や、対チリ交渉妥結に伴ってFTA実施に向けた国内条件整備がある程度進行したことなどがある。同ロードマップでは、大陸別の橋頭保確保のちに巨大経済圏との本格的推進に移る2段階戦略を採用し、対象国の選定に当たっては経済的妥当性と外交上の意義の双方を考慮することを明記した。その上で、早期にFTAを推進すべき対象国として日本、シンガポール、ASEAN、EFTA、メキシコなどを挙げた（表1）。日本とシンガポールに対しては本格的にFTA交渉を推進することとし、ASEAN、メキシコ、EFTAとは共同研究または政府間の論議を進めることとした。また、中長期的にはアメリカ、EU、中国などの巨大経済圏やその他諸国とのFTA推進のための地ならしが行われることとなった。

FTAロードマップ決定直後のWTOカンクン閣僚会議が不調に終わっ

表 1 韓国の FTA ロードマップ*

<p>● 2 段階戦略</p> <p>橋頭堡確保 (第 1 段階) → 巨大経済圏との本格推進 (第 2 段階)</p> <p>チリ→中南米, シンガポール→ ASEAN, EFTA → EU, カナダ→アメリカ インド, 中国など新興有望国家は潜在市場先行獲得戦略の一環として進出</p> <p>● 対象国選定基準</p> <p>経済的妥当性と外交的インプリケーションを考慮</p> <p>● 推進対象国</p> <p>短期: 日本, シンガポール, ASEAN, EFTA, メキシコ, カナダ, インド 中長期: アメリカ, EU, 中国, 日韓中, 韓国との FTA 希望国 (オーストラリアなど)</p>

(注) *2003 年 9 月制定, 2004 年 5 月補完。

(出所) 外交通商部 [2007: 157]。

たことで、韓国にとっての FTA 締結の必要性はさらに高まったが、韓国は対チリ FTA に続く成果を出せず焦りを深めていた。「FTA 遅刻生」⁽²⁾ という表現はその焦燥感を端的に表したものといえよう。韓国政府は FTA 締結の加速を通じた国益極大化を図るため、有望相手先との FTA 推進日程を早めることとした。このため、2004 年 5 月の対外経済長官会議で前年決定された FTA ロードマップの補完・拡張が議決された。この 2004 年ロードマップにおいては、2003 年ロードマップにおいて中長期的な推進対象となっていたカナダとインドは早期に FTA 締結を推進すべき対象国に格上げされた (表 1)。また、包括的 FTA への志向も鮮明にされた。FTA 締結の効果を最大限に得するために、商品分野での関税撤廃だけでなくサービス、投資、政府調達、知的財産権、技術標準などを含む包括的な FTA を締結することが目指された。

第 3 節 FTA 政策の本格的展開と FTA 推進体制の充実

上述のような FTA ロードマップの作成、実施によって韓国の FTA 政策は揺籃期を過ぎて、本格的な展開期に入ったといえよう。

現在、韓国の FTA 政策は 2003 年 8 月に立案され、2004 年 5 月に補完

されたFTAロードマップに沿って推進されている⁽³⁾。ロードマップの第1段階にあたる大陸別の橋頭堡的な相手とのFTA交渉終結は、ほぼ達成されている。現在はアメリカ、EU、中国、ASEANなどの巨大経済圏とのFTA締結が推進されている。これらのうち、第5章で詳述されるようにアメリカとのFTAは2007年6月末に妥結し、国会の批准を待っている。このほか、韓国独自のFTAネットワークの穴を埋める有望新興国家とのFTA交渉への取り組みが加速化している。

1. 相手先別の推進状況

2009年2月現在、韓国が関わっているFTAを総括したのが表2である。既に発効しているのはチリ（2004年4月1日発効）、シンガポール（2006年3月2日発効）、EFTA6カ国（2006年9月1日発効）との間の三つである。このほかにASEANとのFTAでは商品（2007年6月1日）とサービス（2009年5月1日）について発効している。日本や中国が近隣のアジア諸国とのFTAに力を入れているのに比べると、韓国のFTA対象はより遠隔の国を選んでいる。その背景には、交渉戦略として大陸別FTAネットワークの構築を急いでいる事情があり、既に完全発効している三つのFTAはそれぞれ南米、アジア、ヨーロッパにおける橋頭堡との位置付けがなされている。また、交渉が妥結したFTAはアメリカ（2007年6月30日）、ASEANの投資協定（2009年6月2日）、EU（2009年7月13日、「交渉終結」との表現を使う）、インド（2009年8月7日）の四つである。

これまでの韓国政府の努力にもかかわらずFTA発効の実績は四つ⁽⁴⁾の国・地域に留まっている。2007年6月末の韓米FTA交渉妥結を受けて、韓国政府は当時進行中であった交渉の加速を打ち出し、カナダ、インド、EU、ASEANとの案件を2007年内に妥結させることを目指した⁽⁵⁾。その後、韓米FTAの譲許水準の高さから、交渉相手からの要求が高まる事例（例えば韓EUFTA）が続出して交渉ペースが若干落ちたことはあったが、韓国政府としては今後とも同時多発的FTA交渉によってできるだけ多くの協定発効を目指す意向である。韓国が2009年8月27日現在、FTA交渉

表2 韓国が関与する FTA

相手国	現段階	経緯	備考
チリ	発効	1998.11 FTA 推進に合意 1999.9 交渉開始に合意 2002.10.25 6 回の交渉を経て妥結 2003.2.15 署名 2004.2.16 批准案国会通過 2004.4.1 発効 2004.6.10 第1次自由貿易委員会 (FTC: Free Trade Commission) 開催 2008.10.16 第5回自由貿易委員会開催	韓国側譲許: 工業製品は1品目以外即時撤廃。発効10年後の自由化率は96.2%。主要例外品目: (除外) コメ, リンゴ, ナシ (季節関税) ブドウ (16年撤廃) 調製粉乳, ミックスジュース (DDA 以後議論) ニンニク, タマネギ, 唐辛子, 酪農製品 (DDA 以後議論+関税割当) 牛肉, 鶏肉, ミカン。チリ側譲許: 工業品は即時撤廃率30.6%。発効10年後の自由化率は96.5%。主要例外品目: (除外) 洗濯機, 冷蔵庫 (5年据置後8年撤廃) 鉄鋼, 繊維・衣類, 自由貿易委員会とその傘下の委員会では発効以後の履行点検や問題改善などを扱う。
シンガポール	発効	2002.11.14 産官学研究会発足 2003.10.23 交渉開始宣言 2004.11.29 5回の交渉を経て妥結 2005.8.4 正式署名 (仮署名 4.16) 2005.12.1 批准案国会通過 2006.3.2 発効 2009.1.16 第1回履行検討会議開催終了	韓国側譲許: 即時撤廃率59.7%。発効10年後の自由化率は91.6%。主要例外品目: 石油製品, ボールペ어링, テレビ, コメ, リンゴ, ナシ, タマネギ, ニンニク, 牛肉, 養殖用活魚, 熱帯観賞魚, 合板, 繊維板。シンガポール譲許: 全品目即時撤廃。開城工団製品4625品目 (6ケタ) に対して韓国産認定。
EFTA	発効	2004.5.14 共同研究開始に合意 2004.12.16 交渉開始宣言 2005.7.12 4回の交渉を経て妥結 2005.12.15 正式署名 (仮署名 9.13) 2006.6.30 批准案国会通過 2006.9.1 発効 2008.5.28 第1回共同委員会終了	韓国側譲許: 工業製品の即時撤廃率91.1%。発効10年後の撤廃率96.6%。主要残存品目: (再検討) 石油製品 (除外) 海苔, ワカメ, 活魚類, 冷凍ニベ, コメ, 肉類, 酪農製品, 調味料, 加工食品。EFTA 側譲許: 工業製品, 林産物, 水産物は全品目即時撤廃。農産物は韓国と EFTA 各国との二者間協定による。EFTA 側の農産物即時撤廃率は35~55%。残存品目なし。開城工団産製品267品目 (HS6ケタ) を韓国産認定。共同委員会では FTA の履行状況の点検を行う。
ASEAN	商品・サービス分野発効, 投資協定妥結	2003.10.8 共同研究開始に合意 2004.2 専門家グループ構成 2004.11.30 交渉開始宣言 (2年以内の妥結を目標) 2005.12.13 包括的経済協力に関する基本協定署名 2006.4.28 商品貿易交渉妥結 2006.8.24 商品協定・開城工団関連書類署名 2007.4.13 第17回交渉終了 2007.6.1 商品協定, 発効 2007.11.21 韓ASEAN サービス協定署名 2008.7.11 韓ASEAN FTA 履行および活用に関する合同説明会 2009.4.8 第25回交渉終了 2009.5.1 サービス協定発効 2009.6.2 投資協定署名	商品協定とサービス協定は発効。投資協定は妥結。タイは国内政局などを理由に商品協定発効が遅延。2007年12月にタイの商品協定が妥結, 現在国内手続きを進行中。その他の国は2008年11月1日までに商品協定を履行開始。開城工業団地製品に対しては ASEAN 各国がそれぞれ100品目を選んで韓国産認定。サービス・投資については交渉が継続中。ノーマルトラック (品目・金額90%以上): 撤廃年限 韓国+ASEAN6=2010年 ベトナム=2016年 カンボジア, ラオス, ミャンマー=2018年。センシティブトラック センシティブ品目: 金額7%、関税減免時限 20% 2012年, 0~5% 2016年 (ベトナムは5年猶予, 他3カ国は8年猶予), 高度センシティブ品目: HS6ケタ 200品目または品目数3%以下 (韓国, ASEAN 6 はさらに金額3%以下)。税率50%上限, 2割カット, 半減, 割当関税設定, 除外=40品目以下の5方式)。韓国の除外品目=コメ, ニンニク, タマネギ, 豚肉, 鶏肉など40品目。
アメリカ	政府間交渉妥結	2004.11 事前実務点検会議の開催合意 2005.9 米, 韓国を FTA 交渉優先国に指定 2006.2.2 第1回公聴会 2006.2.3 交渉開始宣言 2006.6.5 第1回交渉 2006.6.27 第2回公聴会 2007.3.12 第8回交渉終了 2007.3.19-22 高位級交渉 2007.3.26-4.2 通商長官交渉 2007.4.2 妥結 2007.6.21-26 米新通商政策と関連した追加協議 2007.6.30 署名	TPA 時限は2007年6月。交渉期限は事実上同年3月末までであった。除外品目はコメのみ。交渉体制, 争点, 分科会構成等については別表参照。

第3章 韓国のFTA政策

相手国	現段階	経緯	備考
		<p>2007.9.7 批准案を国会提出（2008年5月、第17代国会での審議未了により廃案）</p> <p>2008.10.8 批准案を国会に再度提出</p> <p>2009.4.22 批准案、国会外交通商統一委員会を通過</p>	
インド	政府間交渉妥結	<p>2004.10 共同研究グループ設置に合意。包括的経済パートナーシップ協定（CEPA）を研究</p> <p>2006.2.6 CEPA交渉開始宣言</p> <p>2007.7.27 CEPA第7回交渉終了</p> <p>2008.9.25 CEPA第12回交渉終了、事実上妥結</p> <p>2007.11.7 CEPA第2回法律検討会議終了</p> <p>2009.2.9 仮署名</p> <p>2008.8.7 署名</p>	<p>韓国側譲許：関税撤廃対象84.7%、即時撤廃対象63.0%。</p> <p>主要残存品目：（8年以内に関税を1.5%に引き下げ）カシューナッツ、姜黄（漢方）、自動車揮発油、御影石（8年または10年で関税半減）飼料用トウモロコシ、マンゴ、綿糸の一部（除外）牛・豚肉、太刀魚、ワタリガニ、ゴマ、灯油、軽油、純綿糸の一部。</p> <p>インド側譲許：関税撤廃対象74.5%、即時撤廃対象38.4%。</p> <p>主要残存品目：（8年以内に関税を1.5%に引き下げ）ディーゼルエンジン、その他自動車部品、パラキシレン、カーステレオ（8年または10年で関税半減）ギアボックス、接着剤、殺虫剤、冷蔵庫、カラージェリビ（除外）ブラウン管、乗用車、フェノール、電子レンジ。</p>
カナダ	交渉中	<p>2004.11 FTA予備協議開催に合意</p> <p>2005.7.11 交渉開始に合意</p> <p>2007.4.27 第10回交渉終了</p> <p>2007.6.25 商品分野実務交渉</p> <p>2008.3.28 第13回交渉終了</p> <p>2008.5.8 会期間農業会議終了</p>	韓米FTA妥結で、「KORUS Parity」（韓米並み）の問題提起。牛肉輸入の要求あり。
EU	交渉中	<p>2006.5.15 FTAを前提としない予備協議に合意</p> <p>2006.9.27 第2回予備協議終了</p> <p>2006.11.24 公聴会開催</p> <p>2007.5.6 交渉開始宣言</p> <p>2007.7.20 第2回交渉終了</p> <p>2007.9.21 第3回交渉終了</p> <p>2007.10.19 第4回交渉終了</p> <p>2007.11.23 第5回交渉終了</p> <p>2008.2.1 第6回交渉終了</p> <p>2008.5.15 第7回交渉終了</p> <p>2008.8.29 第1回拡大首席代表交渉</p> <p>2008.12.18 第2回拡大首席代表交渉</p> <p>2009.1.21 通商長官会談終了</p> <p>2009.3.24 第8回交渉終了</p> <p>2009.5.25 通商長官会談終了</p> <p>2009.7.13 交渉終結宣言</p>	<p>第2回交渉までの進展は速かったが、第3回交渉からこう着状態へ。韓国はEUからの輸入自動車に関してEU-ECE基準102点を7年以内に導入することを要求される。2009年3月の第8回交渉までに商品譲許、関税払い戻し、原産地（自動車など）、開城工団製品の扱い、自動車の非関税措置などの争点が残存。第8回交渉での最終妥結が図られたが、韓国の関税払い戻し制度の廃止をEU側が要求し、交渉妥結には至らず。第8回交渉で商品譲許の輪郭が判明。EUは工業製品について5年以内に関税を全廃。韓国も原則として5年以内に工業製品関税を全廃、7年以内に完全撤廃。自動車については、EUの輸入自由化が1500cc以下については3年、1500ccを越えるものについては5年以内に実行。</p>
メキシコ	交渉中	<p>2000.5 FTA推進に合意</p> <p>2002.7 研究開始に合意</p> <p>2003.11 メキシコ、FTAモトリアム宣言</p> <p>2004.4 共同専門家グループ構成に合意</p> <p>2005.9.9 戦略的経済補完協定（SECA）推進に合意</p> <p>2006.6.16 第3回SECA交渉終了</p> <p>2007.8.8 正式FTAに格上げして交渉再開することで合意</p> <p>2007.12.7 第1回FTA交渉終了</p> <p>2008.6.11 第2回FTA交渉終了</p>	SECAはFTAの前段階との位置づけ。メキシコ側でのFTAに対する反対のため、メキシコとラテンアメリカ諸国との間での推進実績のあるSECAを採用。2007年8月に交渉再開、FTAに格上げ。
日本	交渉中	<p>1998.11 民間共同研究（アジア研・KIEP）開始に合意</p> <p>2000.9.23 日韓FTAビジネスフォーラム設置に合意</p> <p>2002.3.22 産官学共同研究会設置に合意</p> <p>2003.10.20 交渉開始に合意</p> <p>2004.11.3 第6回交渉終了（以後中断）</p>	2008年2月25日、福田首相と李明博大統領の会談で、日韓EPA交渉再開に合意。2008年4月21日、日韓経済界のトップ・リーダーによる「日韓ビジネスサミット・ラウンドテーブル」、日韓EPA締結交渉の再開に向けた環境づくりのための両国首脳による取組みを要請。2008年6、12月に実務協議を開催、交渉再開のタイミングを測っているところ。

相手国	現段階	経緯	備考
		2008.6.25 第1回日韓EPA交渉再開検討および環境情勢のための実務会議 2008.12.4 第2回実務協議	
GCC	交渉中	2007.3 盧大統領の中東訪問時、FTA推進の必要性に両側が共感 2007.11 予備協議開催 2008.1 公聴会開催 2008.1 対外経済長官会議、交渉開始を議決 2008.4.7 第1回交渉準備のための実務会議開催 2008.7.10 第1回交渉開催 2009.3.10 第2回交渉開催	資源確保が目的
オーストラリア	交渉中	2006.12 FTA民間共同研究およびラウンドテーブルの開催に合意 2007.5~10 民間共同研究会議開催 2008.4 民間共同研究報告書完成 2008.04.22 ラウンドテーブル開催 2008.10.15 第1次予備協議 2008.12.16 第2次予備協議 2009.1.16 公聴会開催 2009.5.22 第1回交渉終了	
中国	民間共同研究	2004.9 民間共同研究（KIEP、国務院発展研究中心）開始に合意 2006.11.17 産官学共同研究開始に合意 2007.7.4 第2回産官学共同研究会合が終了 2008.6.13 第5回産官学共同研究会合が終了	
ニュージーランド	政府間事前準備	2006.11.17 産官学共同研究開始に合意 2007.7.4 第2回産官学共同研究会合が終了 2008.6.13 第5回産官学共同研究会合が終了 2008.05.16 FTA政府間予備協議開催に合意 2008.09.30 FTA第1次予備協議 2009.1.16 公聴会開催	
MERCOSUR	政府間共同研究	2004.11 共同研究に合意 2006.11.1 共同研究第4回会議終了 2007.10.31 共同研究結果発表会	TA (Trade Agreement) との表現を使う。
ペルー	交渉中	2005.11 トレド・ペルー大統領がFTAを提案 2006.11 民間共同研究に合意 2007.10 共同研究第1回会議 2008.4 共同研究第2回会議 2008.5 民間共同研究終了 2009.1.21 FTA事前準備会議終了 2009.3.20 第1回交渉終了 2009.5.14 第2回交渉終了	
トルコ	共同研究	2008.6 共同研究開始 2008.9.25 第1回共同研究会議	
ロシア	共同研究	2005.11 両国首脳が結んだアクションプランで共同専門家グループ創設に合意 2007.11.1 韓口経済同業者協定（BEPA）共同研究グループ第1回会合が終了 2008.7.9 同第2回会合が終了	

(出所) 外交通商部 FTA ホームページ (http://www.fta.go.kr/fta_korea/policy.php, 2009年8月20日アクセス) をもとに筆者作成。

を進行中の相手は日本、カナダ、メキシコ、GCC（湾岸協力会議）、オーストラリア、ペルーの8カ国・地域である。2009年に入ってから、FTA交渉に弾みがついている。インドとは仮署名(2009年2月9日)の後、上述のように正式署名にこぎつけた。また、EUとの交渉も最終交渉と位置付けられた第8回交渉が3月24日に終わり、7月13日に「交渉終結」が宣言された。このほか、2009年になってオーストラリアおよびペルーとの交渉が新たに始まっている。

2. 交渉推進体制

これまでの交渉の過程でFTA推進体制も整ってきた。2003/2004年FTAロードマップで注目されるのは、「FTAインフラ」ともいうべきFTA締結を円滑化する国内制度作りである。後にも述べるように、韓チリFTAをめぐっては国内利害関係者の反対によって批准が大幅に遅延した。このことが教訓となって、FTA政策立案の透明性向上と事前の国民的合意形成の重要性が認識され、そのための制度作りが急がれたのであった。その後、2006～2007年の韓米FTAの交渉過程で体制が大幅に強化されて今日に至っている。

まず、締結過程の明文化が図られ、「自由貿易協定締結手続き規定」（大統領訓令，2004年6月制定）にまとめられた。この規定は、FTA締結過程を交渉前、交渉中、交渉後の3段階に分け、各段階別に必要な手続きを詳しく定めた（表3）。交渉によって開かれたり開かれなかったりした産官学共同研究についての位置付けがこの規定の解釈を通じて「交渉前に必要に応じて」開かれるものとして明確になった。透明性確保のためにFTA推進の各段階において国民に対する情報提供や利害関係者への意見聴取の機会を設けることとし、特に交渉前には公聴会を必ず行うことが「手続き規定」で定められた。

「手続き規定」はFTA交渉に関する意思決定者を明確に定めた。対外経済長官会議⁽⁶⁾は、共同研究着手や交渉開始などFTA推進における重要な節目で、政府の最終的な意思を決定する場であるが、FTAのより効率

表3 段階別のFTA推進手続き

段階	細部手続き	民間意見集約手続き
交渉前段階	<ul style="list-style-type: none"> FTA推進基本戦略樹立 国内研究機関でFTA妥当性研究実施 「FTA実務推進会議」および「FTA民間諮問会議」検討 公聴会開催等を通じた意見集約 「FTA推進委員会」審議 「対外経済長官会議」が交渉対象国決定 産官学共同研究実施（必要時） 	<ul style="list-style-type: none"> 「FTA民間諮問会議」でFTA推進妥当性検討 公聴会等を通じてFTA推進対象国についての各界意見を集約
交渉段階	<ul style="list-style-type: none"> 政府代表団構成 交渉案準備 「FTA民間諮問会議」で重要協議案について意見集約および諮問 「対外経済長官会議」および「FTA推進委員会」で重要協議案審議 交渉進行 交渉結果説明および意見集約 最終協議案決定 協定文仮署名 	<ul style="list-style-type: none"> 「FTA民間諮問会議」で重要協議案について意見集約および諮問 交渉結果を関連業界、研究機関、民間団体に説明し、意見集約
交渉後段階	<ul style="list-style-type: none"> 交渉結果国会報告 対国民広報 補完対策準備 閣僚会議審議 国会批准同意 大統領批准書署名 施行準備 	<ul style="list-style-type: none"> FTA締結の経済的効果について対国民広報 関連業界に協定履行に伴う重要事項についての説明会開催

(出所) 通商交渉本部 [2004]。

的な推進のために、対外経済長官会議での議決に先立って同会議の下に設置されたFTA推進委員会が案件の審議を行う。また交渉が開始された後、対外経済長官会議は交渉の経過について交渉担当部署から報告を受ける。

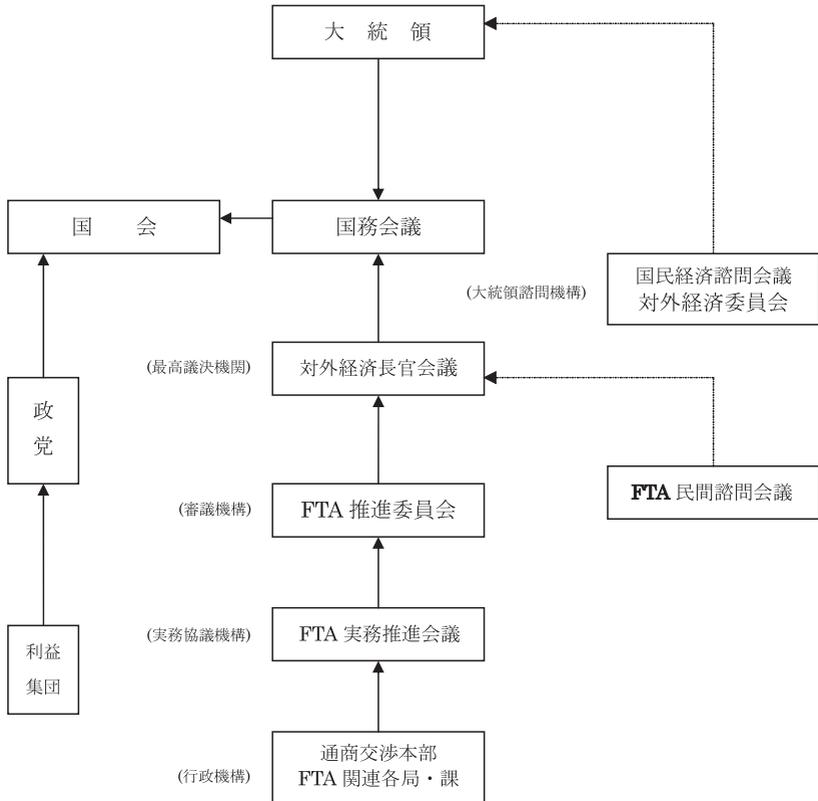
また、国民の意見集約のためにFTA推進委員会傘下に対外経済専門家および業界代表者からなるFTA民間諮問会議が設置された。

国民経済諮問会議傘下の対外経済委員会⁽⁷⁾は、大統領からの諮問に答える形でFTA交渉前における国内経済への影響分析や交渉途中における懸案分析などを扱う。

これに伴って、FTAの政策決定過程は図1のように整備された⁽⁸⁾。

また、外交通商部における体制も大幅に強化された。2004年10月の外

図1 韓国のFTA政策の決定過程



(注) 韓米FTAは上記とは異なる特別の過程を経た。
 (出所) チェテユク [2005] を参考に筆者作成。

交通商部職制改編によって同部通商交渉本部傘下に4課33人体制の自由貿易協定局（FTA局）が新設され、2005年1月に始動した。その後、韓米FTA交渉時には同FTA向けの特別体制がとられた。2006年3月末には交渉実務を支援する韓米FTA企画団（18人体制）がFTA局と同格で設置された。遅れていた国内広報や業界対策については同年8月に大統領府所属の韓米FTA締結支援委員会およびその傘下の韓米FTA締結支援団（合計70人体制）が別途設置された⁽⁹⁾。

2007年4月の韓米FTA妥結後、韓EUFTAなどその後も続く大型交渉に備えて韓米とそれ以外に分かれていた交渉および国内対策組織の一本化および強化が図られた。交渉を担当する外交通商部のFTA関連部署は2局7課体制へと大幅に強化された（『プレシアン』2007年4月18日付）。2009年2月1日現在、外交通商部におけるFTA関連業務はFTA交渉代表傘下の計77人体制となっており、FTA政策局（4課45人）、FTA交渉局（3課29人）の2局とFTA交渉代表室（3人）とで分掌している。また、韓米FTAの国内対策を担った韓米FTA締結支援委員会および支援団も韓米交渉妥結後に改組され、2007年5月にそれぞれFTA国内対策委員会およびFTA国内対策本部となった。2009年6月1日現在、両者は企画財政部傘下にあり、委員会は3団26人体制、本部は3団12チーム49人体制で運営されている。

3. 国内補償体制

次いで、FTA施行に伴って被害を受ける人々への補償体制が整備された。2004年の韓チリFTA発効を前後して既存の市場開放対策が強化・拡大されたのに続いて、2007年の韓米FTA妥結に伴って国内補償体制が強化されている。

FTAによる市場開放で最も大きな被害を受けると予想されたのが農業部門であり、そのための農業・農村中長期投融资計画が2003年11月に立案された。同計画では2004年から2013年の10年間で119兆3000億ウォンの巨費が支出される予定であり、しばしばこの計画は「119兆ウォン投融资計画」と呼ばれる（表4）。

この計画は一般にはFTA対策と考えられているが、正確にはウルグアイ・ラウンド後の農産物市場開放への対策の一環であり、過去2度にわたる市場開放対策⁽¹⁰⁾の後続策としての性格を帯びる⁽¹¹⁾。過去の農業対策は農村インフラの整備を中心とするものであったが、119兆ウォン計画では農家所得対策へのシフトが見られる。競争力向上においては、環境親和的農業の促進、専業農家20万戸育成、営農規模拡大を通じた価格競争力確

表4 農業・農村119兆ウォン投融资 分野別内訳（当初案）

分野	内容	規模 (兆ウォン) 2004～2013年	シェア(%)		
			2004	2008	2013
競争力向上	(小計)	62.3 (52%)	58.1	53.5	47.4
	農業体質強化	36.2	26.6	28.5	32.2
	農業生産基盤整備	16.8	24.0	15.7	8.8
	農産物流通革新	9.3	7.5	9.3	6.4
所得対策	農家所得・経営安定	32.4 (27%)	26.0	26.2	30.0
農村対策	農村福祉・地域開発	17.6 (15%)	9.3	14.4	17.2
その他	山林資源育成	7.0 (6%)	6.6	5.9	5.4
	計	119.3			

(出所)「農業・農村支援119兆ウォンヲ解剖スル」、『国政ブリーフィング』2006年8月23日
(韓国語)。

保や、優秀品種開発、農産物流通の改善、排水改善、老朽水利施設の改善補修、農地基盤整備などが主な政策として挙げられる。所得対策としては、被害補てんのための各種直接支払いと並んで、農村観光へのでこ入れ、農作物災害保険の強化や、農地の貸借を円滑化する「農地銀行」の創設などが挙げられる。大規模化の誘導や世代交代促進などの中長期的な所得対策にも力が入れている。また、時期が下るごとに生産基盤整備や地域開発などのインフラ投資の比重が下がり、所得対策の比重を増やしていく形となっている。

2007年4月に妥結した韓米FTAと関連しては、2008年4月までに総額20兆3627億ウォンにのぼる韓米FTA国内補完対策財政支援計画(2008～2017年)が立案されている(企画財政部FTA国内対策本部[2008a])。その概要は表5に示したとおりである。大枠としては三つの分野に支援が割り当てられており、その内訳は、品目別の競争力強化対策が6兆9968億ウォン、農業の体質改善に12兆1459億ウォン⁽¹²⁾、短期的被害補償に1兆2200億ウォンである。この韓米FTA関連の農業支援には119兆ウォン計画の枠内の資金だけでなく、新たな資金も加えられている。119兆ウォン投融资計画と韓米FTA関連の農業支援計画との関係は表6に示したとおりである。韓米FTA関連支援額の約半分に当たる10兆3000億ウォンが119兆ウォン計画への増額と同計画期間外に対する支援のかたちで追

表5 韓米FTA 農業部門 国内補完対策財政支援計画（2008～2017年）

項目	金額 (兆ウォン)	内容
品目別競争力強化	7.0	小計
	4.7	畜産（韓肉牛、養豚、酪農、養鶏・鴨）
	2.3	園芸（果実、野菜類、高麗ニンジン、豆・イモ、大麦、林産物）
韓国農業の体質改善	12.2	小計
	8.9	オーダーメイド農政*（高齢農家の経営委譲、専業農家への所得補填、経営規模拡充、農家登録制実施）
	3.3	新成長動力（農村資源の産業化、生活環境整備、観光化、農民教育費軽減、都市資本の誘致）
短期的被害補填	1.2	小計
	0.7	被害補填（被害補填比率80%→85%、被害対象品目をキウイ・ブドウから「被害を受ける品目」に拡大、発効後7年間補償など）
	0.5	閉業支援（各農家純収益の3年分、発効後5年間補償）
	20.4	合計

(注) *オーダーメイド農政とは、農家の実情に合わせたきめの細かい施策という意。

(出所) 企画財政部FTA国内対策本部 [2008a]。

表6 韓米FTA 対策事業と119兆ウォン投融資計画との調整内容

項目	金額 (兆ウォン)	内容
既存の119兆ウォン計画	7.0	119兆ウォン計画の範囲内で手当て済み
	3.1	119兆ウォン計画事業のうち、実績不振なものを減額し、韓米FTA事業に振替
119兆ウォン計画への増額	2.0	競争力強化+4.4、体質改善-4.4、食品安全など+2.0
119兆ウォン計画期間外	8.3	2014～2017年
合計	20.4	

(出所) 表5におなじ。

加されていることが分かる。

製造業に対する補償体制は韓米FTAの妥結を契機に表7のように再編された。対製造業補償の大枠はFTAに伴う直接被害への支援、間接被害への支援、そして雇用被害への対策となっている⁽¹³⁾。

FTAに伴う直接的被害への韓国政府の支援は、「自由貿易協定に伴う貿

表7 製造業等へのFTA被害対策

FTA 履行の直接被害	FTA 履行の間接被害	雇用分野被害
貿易調整支援制度 「自由貿易協定締結に伴う貿易調整支援に関する法律」 (2006年4月制定, 2007年4月29日施行)	事業転換支援制度 「中小企業事業転換促進特別法」 (2006年2月制定, 2006年9月施行)	雇用維持, 転職支援 訓練延長給与の改善

(出所) 企画財政部 FTA 国内対策本部 [2008b]。

貿易調整支援に関する法律」に基づいて行われることとなっている。FTA 施行に伴う輸入急増によって企業の6カ月の間の売上または生産量が前年同期に比して25%以上減少するなどの要件を満たした場合、当該企業は「貿易調整支援企業」に指定される。貿易調整支援企業は、事業転換、差別化・情報化戦略、品質管理などに関するコンサルティングや、経営安定と競争力確保のための融資支援を受けることができる⁽¹⁴⁾。2008年の融資枠は総額300億ウォンである。

FTAによる間接的被害への支援は中小企業の事業転換支援がその中心となる。事業転換は中小企業事業転換促進特別法に基づく施策である。対象企業は政策融資を受けられるほか、コンサルティング費用への補助、R&Dに対する出資などを受けられる⁽¹⁵⁾。2008年の融資枠は総額1100億ウォンである。

雇用被害対策としては、転職支援と職業訓練が主なものである。支援は失業発生の前と後に分けて行われ、失業発生前には企業に対する支援が主として行われる。企業が業種転換で雇用を維持しようとする場合に所要費用の3分の2が助成される。また、企業が労働者の転職支援のために要した費用の助成(3分の2から4分の3)も行われる。失業発生後は、失業者個人への支援が中心となる。再就職支援のための情報提供や職業訓練の実施、訓練延長給与(失業手当支給期間を、職業訓練を受けている期間とし、最大2年まで延長)などが実施される。

これら支援策は当初製造業を対象としていたが、韓米FTA妥結後にサービス業全体に対しても適用範囲を拡大することが2007年6月28日に開か

れた国会 FTA 特別委員会での政府報告で表明された。貿易調整支援制度の根拠法の名称も「製造業等の貿易調整支援に関する法律」から「自由貿易協定に伴う貿易調整支援に関する法律」へと 2007 年 12 月に変更された。

国内補償に関する準備は地方公共団体⁽¹⁶⁾や業界団体など末端レベルでも行われるようになっていく。

4. 開城工業団地製品の扱い

開城工業団地は軍事境界線から 1 キロメートルほど北朝鮮領内に入ったところに開発された工業団地である。2000 年 6 月に金大中大統領が平壤を訪問しての南北首脳会談の後、同年 8 月、金正日朝鮮労働党総書記と鄭夢憲現代グループ会長との合意の下、北朝鮮側が土地と労働力を、韓国側が技術と資本を提供して、造られることが決まった。現在韓国企業 15 社が操業中である。この工業団地の運営は南北朝鮮融和の象徴ともいえるが、この団地の敷地は北朝鮮の領域内にあるため、その製品も原則として北朝鮮原産となる。北朝鮮は、2008 年 10 月までアメリカによって「テロ支援国家」に指定されていたほか、2006 年以降は同国の核ミサイル問題と関連した国連の経済制裁を受け、日本も核ミサイル問題と関連した対北朝鮮経済制裁を実施中である。このことから、開城工団製品についても韓国以外への販路は極めて限られているのが現状である。そこで、韓国政府は開城工団事業へのてこ入れを図り、ひいては南北朝鮮間の経済協力の実をあげることを狙って、韓シンガポール FTA 以後の FTA 交渉において開城工団製品を韓国原産とみなす原産地規定を協定に盛り込むことを推進してきた。この種の取り組みは世界の FTA 交渉の中でも異例といえよう。

韓国側の努力の結果、韓シンガポール FTA、韓 EFTA FTA、韓 ASEAN FTA では一部品目に対する開城工団製品の韓国産認定が実現した。韓米 FTA でも「朝鮮半島域外地域委員会」を設立することに合意、後日における開城工団製品の韓国産認定に含みを持たせた。その後の FTA 交渉でも韓国側は開城工団条項を提起している。

韓国が FTA 交渉において開城工団条項を挿入させようとしてきたのは、

南北交流の増進や北朝鮮の国際社会への復帰などを念頭においての行為であった。しかし、2008年に発足した李明博政権の対北朝鮮姿勢が盧武鉉政権のそれに比べて後退したことから、南北朝鮮間の関係は冷却してきている。李政権発足後、北朝鮮側は韓国側の開城工団関係者の出入りを制限するなどの規制措置を取ってきたが、2009年5月15日には開城工団に関する契約無効を通知してきている。このように悪化した2008年以降の南北関係を考えると、韓国がFTA交渉で開城工団を取り上げることが果たして適切であるか、再考する時期にきているのではないかと考えられる。

おわりに

本章では、韓国がFTAをその対外経済政策の中に取り入れるにいたった経緯と現在までの変遷をみてきた。韓国はその経済発展の経緯から、1990年代末のアジア通貨危機まではGATT・WTOが主導する多角的貿易自由化体制を信奉してきた。しかし、ヨーロッパや北米での巨大経済圏形成やFTA競争のアジアへの波及の現状が当時既にあった。アジア通貨危機後は、IMFコンディショナリティー下での経済立て直しのなか、IMFが要請する国際収支改善の目的に沿って、自国市場の開放・自由化を図りながら輸出拡大を推進する仕組みであるFTAが韓国の対外経済政策に取り入れられた。韓国によるFTA推進は、初期においては遅々としたものであったが、2003年の内需不況に際して輸出でこ入れの観点から、FTAの推進が加速された。このときに策定されたFTAロードマップに、「同時多発的」FTA推進の考え方が盛り込まれて現在に至っている。2003～2004年にかけての韓チリFTA批准のもたつきは、韓国のFTA推進において国内調整に課題があることを浮き彫りにしたが、国内補償や国民の意見集約、交渉開始決定から交渉実務、批准にいたるまでのプロセス整備が進んだのも事実であった。2007年の韓米FTA妥結で国内補償体制および交渉態勢はさらに強化された。

韓国のFTAを概観すると、大陸別の「橋頭堡」を確保するFTA締結

戦略にみるような地理的広がりを持った相手先選びや、「同時多発的」な展開、開城工団製品の韓国産認定など、韓国の FTA には日本の FTA 展開とは異なるいくつかの特徴が見出せる。

韓国の FTA 政策は揺籃期を過ぎ、本格的な展開期に入った。2007 年の韓米 FTA はそのひとつの大きな節目であり、今後 EU などの重要な相手との FTA 締結を控えている。2007 年の韓米 FTA 妥結後、EU、カナダ、インドとの FTA 交渉が加速し、メキシコとの交渉が復活するなど、同時多発的な FTA 推進に弾みがついたが、韓米 FTA での韓国の開放水準の高さがかえってこれら交渉相手の対韓要求を吊り上げ、交渉進展が鈍りがちとなったのは否めない。2008 年 5～6 月のアメリカ産牛肉輸入への反対運動も FTA 推進の勢いを削いだ感があった。また、国内被害対策の充実は反面で補償のバラマキ化への危険をはらむ。注意深い運用が求められよう。

しかし、サブプライム問題に端を発した 2008 年の世界同時不況ののち、韓国の FTA 推進に再び弾みがついた。2008 年以降、韓国の貿易収支は赤字基調に転じている。アジア通貨危機後の内需不振を輸出の増加で埋め合わせるという成長構造を維持してきた韓国経済にとって、2008 年における貿易赤字は先行きの不安をかき立てる主要因となっていることは前章でも触れた。そこで、FTA を国内景気対策との関係で積極的に活用しようという機運が韓国の政府・与党のなかに出ている。

これに伴い、同年 5 月に第 17 代国会の任期満了に伴って廃案となった韓米 FTA 批准案の早期処理が模索されるようになった。10 月 7 日には韓米 FTA 批准案が国会に再提出された。11 月 3 日には韓国政府が世界同時不況の影響で窮地に陥った韓国の実物経済を再生させるための総合対策を発表したが、そこには輸出支援拡大の一環として交渉中の韓 EU、韓インド FTA の早期妥結・発効が盛り込まれた。また、12 月 5 日には姜万洙企画財政部長官が対外経済長官会議で、「来年以降は輸出が相当に冷え込むことが懸念されるため、FTA 締結は 1 年でも先に行うことが有益だ」と促した。これを受けて、2008 年末ごろから既存の交渉に動きが出はじめ、2009 年には韓インド FTA が正式署名にこぎつけ、韓 EU FTA も交渉締結が宣言された。景気動向との関連で FTA 推進を加速することの可否が

論じられる韓国の動きに底の浅さを感じる向きがあるかもしれないが、反面そのフットワークの軽さを象徴する動きとも取れる。今後も激変が予想される内外経済環境を考えると、このような韓国の機動性の高さは存外侮りがたいものとなるかもしれない。

〔注〕

- (1) 韓国の外交白書において、2006年以後は「FTAの推進」がWTOに先んじて記述されるようになっていく。
- (2) 金鉉宗通商交渉本部長のFTA局新設に関するブリーフィングでの発言（外交通商部2004年10月22日報道資料）。
- (3) ただし、外交通商部は、2003/2004年FTAロードマップのキャッチフレーズである「同時多発的FTA推進戦略」という用語を2007年4月以降用いず、代わって「FTAの戦略的拡大」を使うことにした。当時、拙速交渉との批判が絶えなかった韓米FTAの発効にめどが立たない中、2007年5月からEUとのFTA交渉を控えており、「EUのような巨大経済圏と再度拙速交渉をするのか」との批判を事前に遮断する意図がこの用語変更の背景にあったという。『プレシアン』2007年4月18日付を参照。2008年外交白書からは「同時多発的」という表現は消えている。
- (4) WTOに通報されたRTAのうち、韓国が関係しているものは2009年2月現在、七つ存在する。韓国のチリ、シンガポール、EFTAとの発効済みの三つのFTAのほか、韓国がFTAを対外経済政策に採用する以前から加入していた次の四つのRTAを含む。APTA（アジア太平洋貿易協定＝旧バンコク協定）、拡大APTA（APTA＋中国）、GSTP（世界的貿易特惠関税制度）、PTN（PTN（Protocol relating to Trade Negotiations among Developing Countries））。これらは四つのRTAは授權条項に基づくもので、譲許規模は小さい。
- (5) 権五奎財政経済部長官は、2007年8月9日の定例ブリーフィングで、ASEAN、EU、インドと共にカナダを挙げ、FTA交渉については年内妥結を目指すと言った。『eデイリー』2007年8月9日付。
- (6) 対外経済長官会議規定（2008年2月29日大統領令20720号）によれば、対外経済長官会議は、主要な対外経済政策を総合的な観点で一貫性をもって樹立・推進するにあたって政府部署間の協議が必要な懸案事項を効率的に審議・調整するために置かれている。FTAと関連しては、「両者・多者・地域間または国際経済機構との対外経済協力・対外開放および通商交渉と関連した主要経済政策に関する事項」を審議するとしている。同会議は企画財政部長官が議長となり、農林水産食品部長官、知識経済部長官、国務総理室長、通商交渉本部長、大統領経済首席秘書官、および会議に案件を提出する部署や案件に関係する部署の長が出席する。
- (7) 対外経済委員会は大統領を議長とする国民経済諮問会議を構成する分野別委員会の一つで、国民経済の主要懸案に対する方針策定に関して、大統領の諮問に応じる。対外経済委員会は、諮問会議の諮問委員30人のうち議長の指名する数人が運営に当たるが、実際の活動は大学教授と政府系研究機関の研究者など10人を専門委員とす

る専門家支援班会議が中心である。

- (8) 2004年6月の「自由貿易協定締結手続き規定」に定められたFTA推進委員会やFTA実務推進会議、FTA民間諮問会議は常設の機構ではない。同手続き規定は新政権発足に伴う行政部署改編に伴い、2008年8月28日に改正されている。推進委員会は外交通商部に置かれ、同部通商交渉本部長が委員長を務める。委員には企画財政部、外交通商部、文化体育観光部、農林水産食品部、知識経済部、国土海洋部、国務総理室および関係中央行政機関の長の推薦によって委員長が委嘱する次官補または室長級公務員が就任する。実務推進会議はその長に外交通商部のFTA交渉代表が就任し、上述のような関係中央官庁の局長級が委員となる。民間諮問会議は①対外経済分野において学識経験が豊富な者、②自由貿易協定締結と関連して業界および団体の意志を代弁できる者が議員となり、議長には委員長が就任する。これら委員会・会議等に関する事務は現在外交通商部通商交渉本部FTA政策局が管轄している。
- (9) 韓米FTA締結支援委員会は、経済界、言論界、学会、市民団体など民間委員8人と政府委員6人、そして委員長の15人から構成された。実務を担当する韓米FTA締結支援団は2局8チーム55人体制をとっていた。
- (10) 119兆ウォン計画が立案される前に、2段階にわたる農産物市場開放対策が措置されている。第1段階は1992～1998年の農漁村構造改善対策で、事業規模は42兆ウォンであった。耕地整理、道路整備、用水確保などのインフラ中心の事業であった。第2段階は1999～2003年の農業・農村発展計画で、事業規模は45兆ウォンだった。農業・農村基本法に沿って、農産物の流通改善、農家の経営安定、農産物の輸出拡大などに集中的に使用された。詳しくは「農業・農村支援119兆ウォンを解剖する」、『国政ブリーフィング』2006年8月23日（韓国語）を参照。
- (11) 農産物市場開放に伴う対策はFTA実施の有無にかかわらず行うべき性格のものであり、農業の生産性向上策についても元来国内対策として行うべきであるので、119兆ウォン計画は既存の農業投資計画を流用しただけではないかとの批判はある。監査院が李康斗議員（ハンナラ党）に提出した「農業農村投融资事業推進実態点検資料」によれば、119兆ウォン計画の222の細部事業のうち、新規事業は51に過ぎず、新規事業費は27兆1000億ウォン（全体の22.7%）にすぎないことが分かった。李康斗議員室報道資料2006年10月13日付を参照。
- (12) 農協資金2兆1660億ウォンを含む。
- (13) 製造業に対しては、2007年6月28日に開かれた国会FTA特別委員会での政府報告で対製造業支援の概要が表明されている。支援規模は、10年間で企業の直接被害に対して2兆6400億ウォン、雇用対策に対して2073億ウォンと予定された。このほか、企業の間接的被害に対しても中小企業の事業転換支援などが用意された。企画財政部FTA国内対策本部[2008b]を参照。
- (14) コンサルティングに対しては所要費用の8割、2400万ウォンを限度に支援される。融資については、30億ウォンを限度に、年利4.79%、設備資金8年、運転資金5年の期間内での融資を受けられる（2008年7月の融資条件）。
- (15) 融資、コンサルティングについては貿易調整制度とほぼ同条件での支援を受けられる。R&Dに対しては1課題あたり1億ウォンを限度に技術開発費用の75%までの出資を受けられる。2006年9月から1年半の融資実績は238件、1596億ウォンに上る。

企画財政部 FTA 国内対策本部[2008a]を参照。

- (16) 地方では農業関連の補償対策を中心とした準備に追われている。筆者が聞き取りをした慶尚南道では馬山輸出自由地区や昌原工業団地など韓国有数の製造業団地を抱えているにもかかわらず、韓米 FTA と関係した対策の多くは農業関連のもので、FTA に伴う市場開放で被害を受ける産業への対策という位置付けのようであった。FTA 発効に伴う投資誘致などの対策の有無を問うたが、聞き取り時点（2008年9月）ではそのような策は立案されていないとのことであった。

〔参考文献〕

〈韓国語文献〉

企画財政部 FTA 国内対策本部[2008a]「韓米 FTA 産業別補完対策案内」。

——[2008b]「韓・米 FTA 関連 主要内容オヨビ国内補完対策」。

外交通商部[1999]『1998年外交白書』。

——[2006]『2006年外交白書』。

——[2007]『2007年外交白書』。

チェテユク[2005]「FTA 推進が不振デアル 3 ツノ理由」、『プレシアン』9月30日付。

通商交渉本部[2004]「FTA 推進現況と課題」。

